

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当法（以下「法」という。）7条1項に基づく児童手当認定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和2年11月9日付けの児童手当認定通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った児童手当認定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分の違法、不当を主張している。

処分庁は、〇〇区の通知に則って、消滅処分を知った日の翌日から15日以内に請求を行えば6月から手当を支給する扱いとする旨、認めており、本件に当たっては通知を知った日を客観的に証明するものがないために、本件消滅通知書の通知日（8月21日）を起算日としている。

しかし、本件配偶者は、コロナ感染症の感染拡大に伴い、東京都の高齢者基礎疾患者との家庭内感染の警鐘や生活ガイドライン

に従って、両親と同居していた〇〇区の住居から離れて生活をしてきたため、本件消滅通知書の通知日であり本件の起算日とされている8月21日に、発送先の〇〇区の住居には居住していなかった。

すなわち、本件消滅通知書を受け取ったのは投函日ではなく、本件配偶者の両親から本件配偶者への受け渡し日（9月20日）になるべきである。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和4年 5月19日	諮問
令和4年 8月18日	審議（第69回第1部会）
令和4年 8月29日	請求人へ調査照会
令和4年 9月15日	審議（第70回第1部会）
令和4年10月 4日	審議（第71回第1部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 児童手当の支給要件

法4条1項1号によれば、児童手当の支給要件について、児童手当は、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその

父又は母であって、日本国内に住所を有するものに支給するとされている。

## (2) 認定手続

法7条1項及び3項によれば、児童手当の支給要件に該当する者（法4条1項1号から3号までに係るものに限る。以下「受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならないものとされており、当該認定を受けた者が他の市町村（特別区を含む。）の区域内に住所を変更した場合において、その変更後の期間に係る児童手当の支給を受けようとするときも同様とされている。

また、法施行規則1条の4第1項によれば、法7条1項の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、法施行規則様式第2号を市町村長に提出することによって行わなければならないとされている。

そして、児童手当の支給を受ける権利は、その支給要件に該当したときから潜在的に発生しているのではなく、法7条に基づいて市町村長の認定を受けることによって初めて発生するものと解されている（中央法規出版株式会社「五訂児童手当法の解説」110頁参照）。

## (3) 支給額

法6条1項1号イ(1)(i)によれば、法7条1項の認定を受けた受給資格に係る支給対象児童の全てが3歳に満たない児童である場合、児童手当の受給額は、15,000円に当該3歳に満たない児童の数を乗じて得た額とされている。

## (4) 支給開始時期

法8条2項によれば、児童手当の支給は、受給資格者が認定

の請求をした日の属する月の翌月から始めるものであるが、同条3項によれば、受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなかった場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給は、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始めるとされている。

なお、上記の災害その他やむを得ない理由により認定の請求ができなかった場合に該当するのは、台風、火災等の災害、交通事故、急病等の事故があったため、認定の請求ができなかったことが客観的にみて容認できる場合であると解されている（前掲書122頁参照）。

また、「児童手当Q&A集」（平成25年9月30日付厚生労働省児童手当管理室発行）問2-10（答）によれば、夫婦間で受給者変更があった場合においては、「新たに受給資格者となるべき方（配偶者等）については、従前の受給者の消滅処分（注：5月31日をもって支給事由消滅）があったことを知った日の翌日から15日以内に請求を行えば、6月分から児童手当を支給する取扱いとします。」とされている。

上記の解釈ないし取扱いは、法を適用する際の指針として一定の基準を示すものであり、本件の適用に関して、法の規定の趣旨を逸脱することのない、合理的なものであると認められる。

## 2 本件処分についての検討

従前、本件配偶者に対し、その居住する〇〇区において、本児に係る特例給付の支給が行われていたところ、〇〇区長は、「受給者変更」を理由として、令和2年5月31日に本件配偶者の受給事由が消滅したものと認定し、本件配偶者に対して、同年8月

2 1日付けの本件消滅通知書を送付したことが認められる。

同年9月23日、処分庁は、請求人から、本児を支給対象児童とする本件請求を受け、その後に請求人から提出された本件同意書を確認の上、請求人が本児を監護し、かつ、その生計を維持しているものであると認定したことが認められる。

受給者変更があった場合において、「新たに受給資格者となるべき方（配偶者等）については、従前の受給者の消滅処分（注：5月31日をもって支給事由消滅）があったことを知った日の翌日から15日以内に請求を行えば、6月分から児童手当を支給する」取扱いとするとされているところ（1・(4)）、処分庁は、本件請求が、消滅通知の日から15日を経過して行われていることから、6月分から支給することはできず、法8条2項の規定に基づき、請求人が本件請求をした日（令和2年9月23日）の属する月の翌月である同年10月から支給開始とする旨認定したことが認められる。

そうすると、手当月額を15,000円、支給開始年月を同年10月とした本件処分は、上記1の法令等の定めに則ってなされたものであることが認められ、違法又は不当であるということはいできない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり主張する。

しかし、本件処分において、請求人に対する児童手当の支給開始年月が令和2年10月となったことに違法性又は不当性がないことは、上記2に示したとおりであるから、請求人の主張は理由がないというほかはない。

また、請求人は、本件消滅通知書の通知日の翌日から15日以内に請求を行うことができなかつたのは、本件配偶者が、コロナ感染症の家庭内感染を回避するため、住民登録が置かれている住

所に実際には住んでいなかったからであるとして、消滅処分があったことを知った日について、本件配偶者宛てに本件消滅通知書が送付された同年8月21日ではなく、本件配偶者の両親から本件配偶者に受渡しがされた同年9月20日である旨を主張する。

しかし、例えば、行政事件訴訟法における「処分又は裁決があったことを知った日」（14条）とは、処分又は裁決が文書でなされる場合には、特段の事情がない限り、当該文書が相手に到達した日をいうものとされ（最高裁判所昭和27年4月25日判決（最高裁判所民事判例集6巻4号462頁）参照）、「到達」とは、意思表示の受領者がその意思表示を受領することのできる状態におかれること、さらにいえば、意思表示が相手方の了知可能な状態におかれることであると解されている（最高裁判所昭和36年4月20日判決（最高裁判所民事判例集15巻4号774頁）参照）。

このことからすると、請求人が主張するように、本件配偶者宛ての郵便物について月に一度の両親とのやり取りにより受け取っていたとの事情があったとしても、本件配偶者の両親が郵便物を受領することができる状態にあり、また、本件配偶者が本件消滅通知書を同年9月20日に受け取ったとする客観的な証拠も認められないことからすると、本件配偶者の住所地に投函された日をもって到達したものと解釈することが相当である。そして、請求人についても同じ日に消滅処分を知ることができたと考えられるため、請求人の主張をもって、本件処分を取り消す理由として認めることはできない。

#### 4 審査会の職権による調査

令和3年2月22日付反論書には、児童手当受給事由消滅処分のあったことについて令和2年8月21日の通知日に知りえなかった理由として「妻が初回の緊急事態宣言以降、両親と同居して

いた〇〇区の住居から離れて生活をしてきたこと。妻の両親は共に重度の癌手術・治療を経て現在も経過観察中であり、東京都の高齢者基礎疾患との家庭内感染の警鐘や生活ガイドラインに従って別居することに至ったものである。」と記載されている。この点について、請求人に対し、一般的には処分庁（〇〇区長）より通知が届いた場合、別居中の両親から連絡が可能であるものと思われるが、児童手当・特例給付受給事由消滅通知書の通知日の翌日から15日以内に両親から連絡がなかったことについて、同反論書の記載以上に特段の事情がある場合には、書面で提出するよう求めた。

また、令和2年9月20日に児童手当・特例給付受給事由消滅通知書を両親から受け取ったことについて、客観的な証拠の提出を求めた。

上記のとおり、請求人に対する調査を行ったが、いずれも期限までに主張書面や証拠の提出はなかった。

#### 5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹